授業料及び高等学校等就学支援金について

東京都教育委員会

このお知らせの内容は、令和７年１月時点のものです。
今後の制度改正等により、記載内容等に変更が生じる場合は別途お知らせします。

１　授業料について

都立特別支援学校高等部（専攻科含む）の授業料は年額 1,200 円です。
授業料については、国（高等学校等就学支援金制度※）による授業料相当額の補助又は東京都（授業料免除制度※）による免除により実質無償となっています。

※　各制度の詳細は「２　就学支援金とは」「５　授業料免除制度（授業料実質無償化）とは」をご覧ください。

２　就学支援金とは

この制度は教育に係る経済的な負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的とした国の制度で、特別支援学校高等部（専攻科を除く）の授業料相当額が国より補助されます。実際には、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取ることはありません。

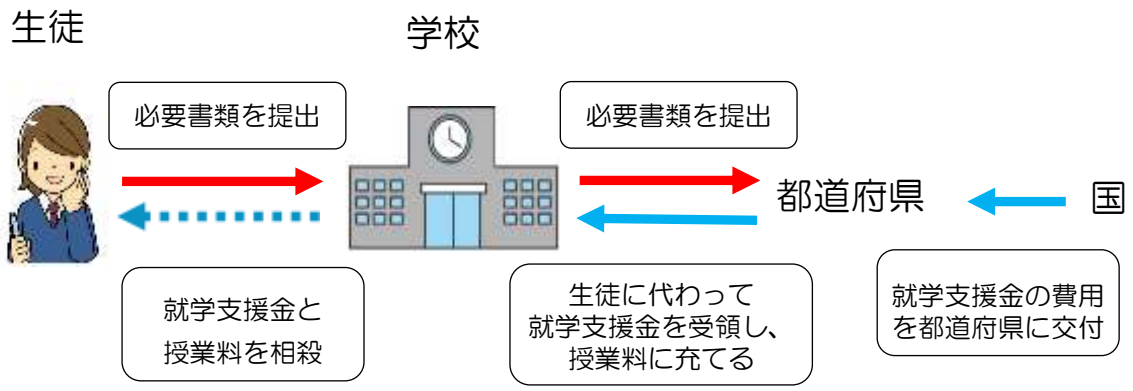

以下の審査基準を満たす世帯が該当します。

審査基準	所得制限額
区市町村民税の課税標準額（課税所得額）×6% － 区市町村民税の調整控除の額	30 万 4,200 円未満

※　おおよその所得が 910 万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
※　お住まいが政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じて計算します.
※　過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合があります。

３ 就学支援金の手続き

就学支援金支給のためには、電子申請又は紙による申請書の提出が必要です。在籍する学校から配付される案内により、就学支援金の受給資格認定申請を行います。
申請者ごとに必要書類が異なります。詳しくは下表をご確認ください。

＜マイナンバーで申請する場合＞

申請者		必要書類
1	親権者又は未成年後見人 ※生徒が入学時点で成人している場合を除く	①マイナンバー収集台紙 （親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの）
2	親権者以外の親族	①マイナンバー収集台紙（扶養者の内容記載のもの） ②扶養誓約書
3	生徒本人	①マイナンバー収集台紙（生徒本人の内容記載のもの）

＜課税証明書等で申請する場合＞

課税証明書等で申請される方は、マイナンバーの部分を以下の表を参考に読み替えて提出してください。申請時及び収入状況届出（毎年７月）の都度、提出していただきます。
なお、**課税証明書等の年度**は提出回ごとに異なるので注意してください。

手続回	手続内容	提出書類
第１回	受給資格認定申請 （申請時のみ）	令和６年度（2024年度） 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 例　①令和６年度　住民税(非)課税証明書 ②令和６年度　特別徴収額通知書 ③令和６年度　住民税納税通知書
第２回	収入状況届出 （毎年７月）	令和７年度（2025年度） 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 例　①令和７年度　住民税(非)課税証明書 ②令和７年度　特別徴収額通知書 ③令和７年度　住民税納税通知書

※ 区市町村によっては上記書類に区市町村民税の課税標準額や調整控除の額が記載されていない場合があります。その場合、別途区市町村で証明書の取得及び学校への提出が必要になる場合があります。

■ 留意事項

（1） 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。
① 一時的に親権を行う児童相談所長
② 児童福祉施設の長
③ 法人である未成年後見人
④ 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

（2） 所得確認の対象となる方が日本国内に在住していない等の理由により、マイナンバーを有していない場合はマイナンバー収集台紙の提出は不要です。

（3） 税の申告を行っていない場合、マイナンバーで所得確認ができず、審査が行えない場合があります。必ず事前に個人住民税の申告を行ってください。所得確認ができない場合、別途区市町村等への税の申告等を求める場合があります。

4 国によるその他の授業料支援

■ 学び直し支援金

高等学校等学び直し支援金制度とは、高等学校等を中途退学した方が、「学び直し」のため、 特別支援学校高等部に再び入学した場合、就学支援金支給期間である 36 月を経過した後も、最大 12 月の期間、授業料相当額が支給される制度です。

■ 家計急変支援制度

保護者等の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職などやむをえない理由により所得が著しく低下した場合に授業料を支援する制度です。

対象となる所得要件は、減少した所得状況をもとにした世帯所得推計が、590 万円未満程度（両親・高校生・中学生の４人家族で両親の一方が働いている場合の目安）になった場合です。

5 授業料免除制度（授業料実質無償化）とは

令和６年度から都立特別支援学校等における授業料は、実質無償化となっています。

授業料免除制度とは、所得制限により、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料の全額を免除する制度です。

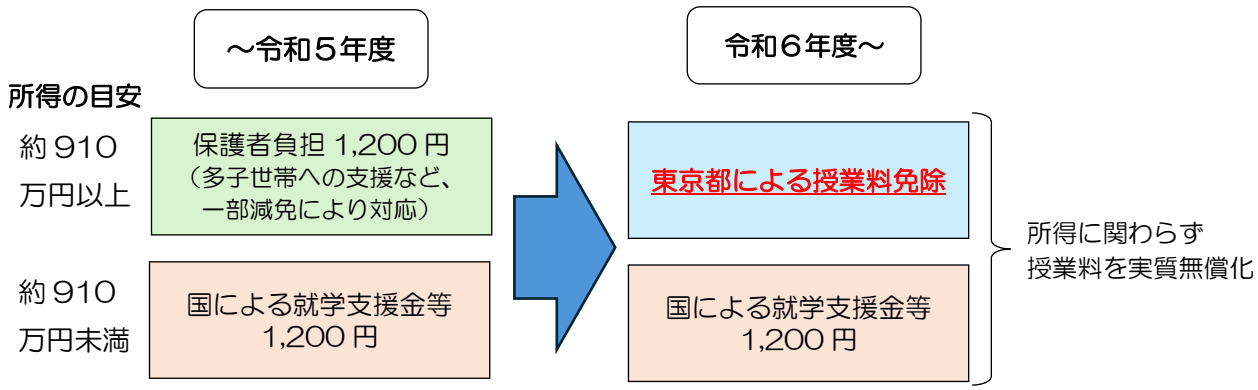

■留意事項

（1） 就学支援金の申請を行わない方は授業料免除を受けることはできません。
また、就学支援金の申請を行った場合でも、税申告がおこなわれていないこと等により、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。

（2） 所得要件以外の要件（特別支援学校の在学期間が３６月を超過しないなど）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、授業料免除を受けることはできません。

（3） 授業料免除を受けるためには、原則として、申請年度の前年 12 月 31 日（新入生の場合は入学日）から授業料免除制度の申請日まで引き続き、生徒及びその保護者が都内に住所を有している必要があります。

６ 授業料免除制度の手続き

■高等部本科の場合

４月申請

世帯の所得にかかわらず、全ての方が就学支援金の申請手続きを行ってください。

※ 就学支援金の申請時、減免申請の意向確認欄にチェックすることで、就学支援金が不認定になった場合、授業料免除制度により無償化されます。
※ 在校生の方は、前年度７月に就学支援金の申請をしている場合、４月申請は不要です。７月申請以降のスケジュールをご確認ください。

就学支援金認定 → ６月までの授業料は、就学支援金により無償化されます。 → ７月申請へ

就学支援金不認定 → 授業料免除適用 → ６月までの授業料は、授業料免除制度により無償化されます。 → ７月申請へ

７月申請

４月申請時の認定結果に関わらず、全ての方が就学支援金の申請手続きを行ってください。

※４月申請時の所得確認方法及び認定結果により手続きが異なります。
①マイナンバーを提出し認定された → 手続き不要
②マイナンバーを提出し不認定になった → 申請書のみ提出
③所得確認書類を提出した → 申請と必要書類を提出

※ 就学支援金の申請時、減免申請の意向確認欄にチェックすることで、就学支援金が不認定になった場合、授業料免除制度により無償化されます。

就学支援金認定 → ３月までの授業料は、就学支援金により無償化されます。

就学支援金不認定 → 授業料免除適用 → ３月までの授業料は、授業料免除制度により無償化されます。

就学支援金の申請手続きや必要な書類については「３ 就学支援金の手続き」を必ずご確認ください。

■高等部専攻科の場合

就学支援金制度の対象外であるため、「授業料減免申請書」により、授業料免除制度に申請してください。

７ その他のよくある質問

Ｑ１　就学支援金の申請をした後、就学支援金はいつ受け取れますか？
Ａ１　就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。
　支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を収めていただく必要はありません。

Ｑ２　誤って不申請意向確認書を提出しました。これから申請すれば、遡って受給できますか？
Ａ２　申請は可能ですが、手続きをおこなった当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。

Ｑ３　親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているので、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？
Ａ３　あくまでも親権者の「区市町村民税の課税標準額×６％から区市町村民税の調整控除の額」を引いた額が基準となりますので、この場合親権者である両親の個人番号カード等の所得確認書類を提出してください。

Ｑ４　就学支援金の申請をしませんでしたが、父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？
Ａ４　離婚や死別等により、親権者が２人から１人になった場合、１人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

Ｑ５　就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続きが必要ですか？
Ａ５　親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類を学校に提出してください。

Ｑ６　休学をする場合に手続きは必要ですか？
Ａ６　休学する期間については、授業料は徴収しませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止手続きを行ってください。復学の際に、支給手続きを行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続きについては、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

Ｑ７　自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？
Ａ７　自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。

Ｑ８　授業料無償化の制度を利用するには、何か手続きが必要なのでしょうか。
Ａ８　就学支援金制度と授業料免除制度のどちらに該当するか確認するため、就学支援金の申請をしていただく必要があります。また、毎年度申請していただく必要がありますのでご注意ください（マイナンバーで申請し、就学支援金の受給資格が認定となった場合を除く）。

第1号様式(6関係)

東京都　特別支援学校授業料 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

■記入要領を参考に、太枠線内を記入してください。

ボールペンで、字を崩さずにはっきりと記入してください。
訂正時は、二重線で抹消・訂正し、1枚目のみに訂正印を押印してください。

学校名	盲学校・ろう学校 特別支援学校・学園

フリガナ		フリガナ	
生徒氏名		保護者氏名	
入学年度	令和　　年度　　入学 ・ 転入学	授業料納入方法	口座振替 ・ 現金納入 ←いずれかに○

(上記の記載内容は金融機関等では使用しません。)

■口座振替を選択する場合、次の太枠線内を記入してください。※現金納入の場合は記入不要。

ゆうちょ銀行記号 通

依頼先金融機関　御中

申込日　　年　　月　　日

↓該当番号に○印を付けてください。

申出区分					
01	新規(開始)	下記授業料を　　年　　月	から下記預金(貯金)口座から口座振替(自動払込)により納付することにしたいので、約定を確認の上依頼します。なお、この場合領収書は請求いたしません。
02	変更	下記授業料を　　年　　月	から下記の振替(払込)方法・預(貯)金の種類・預(貯)金口座に変更したいので、届けます。
03	解約(停止)	下記授業料を　　年　　月	から口座振替(自動払込)による支払いを解約したいので、届けます。

納付の内容	東京都立特別支援学校の授業料	振替日(払込日)	別に通知する納期月の末日(休業日の場合は翌営業日)

いずれかに○印を付けてください。

○	※ゆうちょ銀行を除く 銀行等	銀行・信組・労金 信金・農協	(支)店	預金種目(番号に○印)			
				1	普通	2	当座
		金融機関コード(銀行等で記入)	支店コード(銀行等で記入)	口座番号(右詰で記入)			

○	ゆうちょ銀行	貯金の種類	金融機関コード	記号 ※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。	番号(右詰で記入)
		通常	9 9 0 0	※	

共通欄			
私名義の預(貯)金口座から振替納付(自動払込)することに同意します。(ただし解約時を除く。)			
口座名義人	フリガナ		
	氏名		金融機関届出印
住所	〒　　－ 電話　　(　　)		

口座名義人は通帳の記載どおりに記入してください。

－約　定－　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

1　貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、東京都の指定する納付期限に請求書記載金額を預金口座から引落しの上、支払ってください。
この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
2　振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却して差し支えありません。
3　この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長時間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。この場合、私への通知は不要です。
4　この契約について仮に疑義が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
5　この預金口座振替について、領収書は請求しません。

ゆうちょ銀行使用欄	種別コード	払込先口座番号
	30	00190-6-962348
	払込先加入者名	東京都会計管理者
	1枚目を原簿管理貯金事務センターへ送付 2・3枚目は、申込人へ返付	

取扱店日附印	2・3枚目にも押印してください。	不備返却事由
		1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名　預金種目 口座番号　口座名義 3. 印鑑相違 4. その他 ※ゆうちょ銀行を除く。

取扱金融機関保管用

保護者→金融機関

連絡先　〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 経理担当　TEL:03-5320-6754

第2号様式（6関係）

東京都　特別支援学校授業料 口座振替届出書（自動払込利用届出書）

■記入要領を参考に、太枠線内を記入してください。

ボールペンで、字を崩さずにはっきりと記入してください。
訂正時は、二重線で抹消・訂正し、1枚目のみに訂正印を押印してください。

学校名	盲学校・ろう学校 特別支援学校・学園

フリガナ		フリガナ	
生徒氏名		保護者氏名	
入学年度	令和　　年度　　入学 ・ 転入学	授業料納入方法	口座振替　・　現金納入　←いずれかに○

（上記の記載内容は金融機関等では使用しません。）

■口座振替を選択する場合、次の太枠線内を記入してください。※現金納入の場合は記入不要。

ゆうちょ銀行記号 通

依頼先金融機関　御中

申込日　　年　　月　　日

↓該当番号に○印を付けてください。

申出区分											
	01	新規（開始）	下記授業料を				年			月	から下記預金（貯金）口座から口座振替（自動払込）により納付することにしたいので、約定を確認の上依頼します。なお、この場合領収書は請求いたしません。
	02	変更	下記授業料を				年			月	から下記の振替（払込）方法・預（貯）金の種類・預（貯）金口座に変更したいので、届けます。
	03	解約（停止）	下記授業料を				年			月	から口座振替（自動払込）による支払いを解約したいので、届けます。

納付の内容	東京都立特別支援学校の授業料	振替日（払込日）	別に通知する納期月の末日（休業日の場合は翌営業日）

いずれかに○印を付けてください。

○	※ゆうちょ銀行を除く 銀行等	銀行・信組・労金 信金・農協	(支)店	預金種目（番号に○印）			
				1	普通	2	当座
		金融機関コード（銀行等で記入）	支店コード（銀行等で記入）	口座番号（右詰で記入）			

○	ゆうちょ銀行	貯金の種類	金融機関コード				記号 ※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。						番号（右詰で記入）						
		通常	9	9	0	0						※							

共通欄			
私名義の預（貯）金口座から振替納付（自動払込）することに同意します。（ただし解約時を除く。）			
口座名義人	フリガナ		
	氏名		金融機関届出印 1枚目に押印
住所	〒　　－ 電話　　（　　）		

銀行等使用欄	
※上記届出について承諾いたします。	年　　月　　日
東京都公金収納取扱店 住所	
店舗名	印

ゆうちょ銀行使用欄	種別コード	払込先口座番号
	30	00190-6-962348
	払込先加入者名	東京都会計管理者

取扱店日附印	3枚目にも押印してください。

都立学校保管用

保護者→金融機関→保護者→学校

連絡先　〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 経理担当　TEL:03-5320-6754

第3号様式（6関係）

東京都　特別支援学校授業料 口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（保護者保管用）

■記入要領を参考に、太枠線内を記入してください。

ボールペンで、字を崩さずにはっきりと記入してください。
訂正時は、二重線で抹消・訂正し、1枚目のみに訂正印を押印してください。

学校名	盲学校・ろう学校 特別支援学校・学園

フリガナ		フリガナ	
生徒氏名		保護者氏名	
入学年度	令和　　年度　　入学 ・ 転入学	授業料 納入方法	口座振替　・　現金納入　←いずれかに○

（上記の記載内容は金融機関等では使用しません。）

■口座振替を選択する場合、次の太枠線内を記入してください。※現金納入の場合は記入不要。

ゆうちょ銀行記号 通

依頼先金融機関　御中

申込日
年　　月　　日

↓該当番号に○印を付けてください。

申出区分											
	01	新規（開始）	下記授業料を				年			月	から下記預金（貯金）口座から口座振替（自動払込）により納付することにしたいので、約定を確認の上依頼します。なお、この場合領収書は請求いたしません。
	02	変更	下記授業料を				年			月	から下記の振替（払込）方法・預（貯）金の種類・預（貯）金口座に変更したいので、届けます。
	03	解約（停止）	下記授業料を				年			月	から口座振替（自動払込）による支払いを解約したいので、届けます。

納付の内容	東京都立特別支援学校の授業料	振替日（払込日）	別に通知する納期月の末日（休業日の場合は翌営業日）

いずれかに○印を付けてください。

○	※ゆうちょ銀行を除く 銀行等	銀行・信組・労金 信金・農協	(支)店	預金種目（番号に○印）			
				1	普通	2	当座
		金融機関コード（銀行等で記入）	支店コード（銀行等で記入）	口座番号（右詰で記入）			

○	ゆうちょ銀行	貯金の種類	金融機関コード				記号 ※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。						番号（右詰で記入）							
		通常	9	9	0	0						※								

共通欄		
私名義の預（貯）金口座から振替納付（自動払込）することに同意します。（ただし解約時を除く。）		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	
住所	〒　　－ 電話 （　　）	

－約　定－　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

1　貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、東京都の指定する納付期限に請求書記載金額を預金口座から引落しの上、支払ってください。
この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
2　振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却して差し支えありません。
3　この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長時間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。この場合、私への通知は不要です。
4　この契約について仮に疑義が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
5　この預金口座振替について、領収書は請求しません。

取扱店日附印	

保護者保管用

保護者→金融機関→保護者

連絡先　〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 経理担当　TEL:03-5320-6754

【記入例・記入時の注意事項】

本様式は、就学支援金を申請されず、授業料の納入が必要な方が提出対象です。

〇授業料の口座振替を希望する場合

→様式全体を記入・押印し、３枚すべてを金融機関に提出。金融機関で２・３枚目に承諾印を受け、**２枚目を学校に提出。**

（１枚目は金融機関保管、３枚目は保護者保管）

※金融機関への提出の際は、**届出印**のご持参をおすすめします。（訂正等で必要になる場合があるため）

※提出した金融機関から返却後、**２枚目と３枚目に金融機関の印があることを確認してください。**

〇授業料の口座振替を希望しない場合（現金で納入する場合）

→様式上部（点線より上）を記入し、**２枚目を学校に提出。**（１・３枚目は保護者保管）

全員記入

口座振替の希望者は以下も記入してください。

第1号様式(6関係)

東京都　特別支援学校授業料 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

■記入要領を参考に、太枠線内を記入してください。

ボールペンで、字を崩さずにはっきりと記入してください。
訂正時は、二重線で抹消・訂正し、1枚目のみに訂正印を押印してください。

学校名	西新宿　盲学校・ろう学校　(特別支援学校)・学園

フリガナ	トウキョウ　タロウ	フリガナ	トウキョウ　カズオ
生徒氏名	東京　太郎	保護者氏名	東京　一男
入学年度	令和　7　年度　(入学)　転入学	授業料納入方法	(口座振替)　現金納入　←いずれかに〇

※就学支援金を申請されない方は授業料の納入が必要となります。授業料納入方法の希望をご記入ください。

新入生：令和７年度
在校生：自分が入学した年度　を記

(太枠の内容は金融機関等では使用しません。)

■口座振替を選択　　**してください。※現金納入の場合は記入不**

金融機関へ申し込む日を記入

依頼先金融機関　御中　　申込日　令和7年　4月　1日

↓該当番号に〇印を付けてください。

申出区分	(01)	新規(開始)	下記授業料を	令和	0	7	年	0	4	月	から下記預金(貯金)口座から口座振替(自動払込)により納付することにしたいので、約定を確認の上依頼します。なお、この場合領収書は請求いたしません。
	02	変更	下記授業料を	令和			年			月	から下記の振替(払込)方法・預(貯)金の種類・預(貯)金口座に変更したいので、届けます。
	03	解約(停止)	下記授業料を	令和			年			月	から口座振替(自動払込)による支払いを解約したいので、届けます。

納付の内容	東京都立特別支援学校の授業料	振替日(払込日)	別に通知する納期月の末日(休業日の場合は翌営業日)

新入生は令和７年６月から口座振替開始となります。

いずれかに〇印を付けてください。

〇 ※ゆうちょ銀行を除く　銀行等　新宿　銀行・信組・労金　信金・農協　西新宿　(支)店

金融機関コード(銀行等で記入)	支店コード(銀行等で記入)	預金種目(番号に〇印)	口座番号(右詰で記入)
		(1) 普通　2 当座	1 2 3 4 5 6 7

〇 ゆうちょ銀行

貯金の種類	金融機関コード	記号	番号(右詰で記入)
通常	9 9 0 0	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 8

※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

口座・通帳番号が７桁未満（ゆうちょ銀行口座は８桁未満）の場合、右詰で記入し、前に０を記入してください。
※ゆうちょ銀行の場合は末尾が必ず「１」になります。

共通欄

私名義の預(貯)金口座から振替納付(自動払込)することに同意します。(ただし解約時を除く。)

口座名義人	フリガナ	トウキョウ　カズオ
	氏名	東京　一男
住所	163−800　東京都新宿区西新宿2-8-1 ××マンション101号	電話　03（1234）5678

金融機関届出印　東京

口座名義人は、通帳の記載どおりに記入してください。

口座名義人は通帳の記載どおりに記入してください。

金融機関の届出印を押してください。

－約　定－　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

1　貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、東京都の指定する納付期限に請求書記載金額を預金口座から引落しの上、支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
2　振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却して差し支えありません。
3　この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長時間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。この場合、私への通知は不要です。
4　この契約について仮に疑義が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
5　この預金口座振替について、領収書は請求しません。

ゆうちょ銀行使用欄	種別コード	払込先口座番号
	30	00190-6-962348
	払込先加入者名	東京都会計管理者
	1枚目を原簿管理貯金事務センターへ送付 2･3枚目は、申込人へ返付	

取扱店日附印	2･3枚目にも押印してください。	不備返却事由
		1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名　預金種目 口座番号　口座名義 3. 印鑑相違 4. その他 ※ゆうちょ銀行を除く。

取扱金融機関保管用

保護者→金融機関

(1/3)

連絡先　〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 経理担当　TEL:03-5320-6754

東京都立特別支援学校授業料口座振替（自動払込）収納取扱金融機関一覧表

※　下表以外の金融機関では取り扱いませんので御注意ください。
※　下表は令和7年1月現在の情報により作成しています。それ以後に統廃合等が決まる場合がございますので、御注意ください。
※　PayPay銀行及び楽天銀行で口座振替を希望する場合、手続が異なるため、入学予定の都立特別支援学校に御連絡ください。

都市銀行	コード	地方銀行	コード	信託銀行	コード	第二地方銀行	コード
みずほ	0001	埼玉りそな	0017	三菱ＵＦＪ信託	0288	北洋	0501
三菱ＵＦＪ	0005	七十七	0125	みずほ信託	0289	東和	0516
三井住友	0009	東邦	0126	三井住友信託	0294	栃木	0517
りそな	0010	群馬	0128	ＳＭＢＣ信託	0300	京葉	0522
		足利	0129			東日本	0525
		筑波	0131			東京スター	0526
		武蔵野	0133			大光	0532
		千葉	0134	その他の銀行等	コード		
		千葉興業	0135	ＰａｙＰａｙ※	0033		
		きらぼし	0137	楽天※	0036		
		横浜	0138	ＳＢＩ新生	0397		
		第四北越	0140	中央労働金庫	2963		
		山梨中央	0142	ゆうちょ	9900		
		八十二	0143				
		北陸	0144				
		静岡	0149				
		スルガ	0150				
		大垣共立	0152				

信用金庫	コード		コード	信用組合	コード	農業協同組合	コード
青木	1252	飯能	1253	あすか	2060	東京都信用農業協同組合連合会	3013
横浜	1280	東京ベイ	1262	全東栄	2202		
湘南	1282	興産	1305	東浴	2210	西東京	5030
川崎	1283	東京シティ	1311	文化産業	2211	西多摩	5037
朝日	1303	東栄	1321	東京厚生	2224	秋川	5039
さわやか	1310	亀有	1323	東	2226	八王子市	5050
芝	1319	小松川	1326	江東	2229	東京南	5055
東京東	1320	足立成和	1327	青和	2231	町田市	5060
西武	1341	東京三協	1333	中ノ郷	2235	マインズ	5070
城南	1344	西京	1336	共立	2241	東京みどり	5072
東京	1349	昭和	1345	七島	2243	東京みらい	5077
城北	1351	目黒	1346	大東京	2248	東京むさし	5087
瀧野川	1352	世田谷	1348	第一勧業	2254	東京中央	5094
巣鴨	1356	山梨	1386	警視庁職員	2271	世田谷目黒	5095
青梅	1358			東京消防	2274	東京あおば	5097
多摩	1360			東京都職員	2276	東京スマイル	5100
				ハナ	2277		

高等学校就学支援金申請書（マイナンバー用）

様式第1号（その１）（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第１項から第３項まで関係）

裏面も必ず記入してください。

令和７年　　月　　日

東京都教育委員会　殿

高等学校等就学支援金

①□　受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

②□　収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（上の①②の□のうち，いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上，両方の□にレ印を付けてください。）

□　この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありません。

□　この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

【1．申請者等　】

以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別冊記入例別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。

学年・組	年　　組	ふりがな			
生徒の氏名		姓		名	

※ 提出時点で組が分からない場合は空欄のまま提出してください。

生徒の生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス（任意）	
生徒が在学する学校の名称	東京都立

【2．高等学校等の在学期間について】（②収入状況届出書にチェックされた場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は，就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 東京都立	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科 特別支援学校（高等部）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～ 年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科

裏面

【３．保護者等の収入の状況について】

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し，個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

①	□	親権者（両親）２名分 生徒が未成年（18歳未満）であり，親権者（両親）が２人存在する場合		
②	□	親権者１名分　（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，⑤⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□	イ	・離婚，死別等により親権者が１人の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人　□　名分 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし，未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）２名分 生徒が在学中に成人した場合で，成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	□	主たる生計維持者１名分　（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	主たる生計維持者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□	イ	・生徒が未成年だが，親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・入学時点で生徒が成人であったが，主たる生計維持者が存在する場合， ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者が１人だった場合， ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　　等
⑥	□	生徒本人 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等		

（２）個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄等を記入してください。

その年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には，その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。）

氏　名	生徒との続柄
（ふりがな）	
生年月日　昭和／平成　年　月　日	
都道府県　市区町村	
□　日本国内に住所を有していない。	

氏　名	生徒との続柄
（ふりがな）	
生年月日　昭和／平成　年　月　日	
都道府県　市区町村	
□　日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による区市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は区市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

【４．確認事項】（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

□　高等学校等就学支援金が不認定となった場合は、本申請書をもって東京都立学校の授業料等減免取扱要領による減免の申請に代えることに同意します。

※レ印を付けた方は、高等学校等就学支援金が所得制限により不認定となった場合、授業料の減免制度の対象となり、授業料が無償化されます。

□　就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

高等学校就学支援金申請書（マイナンバー用）

様式第1号（その１）（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第　　係）

記入例

「高等学校等就学支援金について」も併せて御確認ください。

令和７年　　月　　日

東京都教育委員会　殿

高等学校等就学支援金

①☑ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受

初めて高等学校等就学支援金を申請する方はこちらにチェックしてください。
また、過去に認定を受けた方でもその後「不認定」となった方で再度申請される場合はこちらをチェックしてください。

②□ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関

に関する事項について，届け出ます。

（上の①②の□のうち，いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上，両方の□にレ印を付けてください。）

確認の上、**2ヶ所**にチェックをしてください。

☑ この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありませ

☑ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

【1．申請者等　】

以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別冊記入例別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。

学年・組	○　年　○　組	ふりがな	とうきょう	たろう	
生徒の氏名		姓	東　京	名	太　郎

※ 提出時点で組が分からない場合は空欄のまま提出してください。

生徒の生年月日	昭和・(平成)　○　年　○　月　○　日
生徒の住所	〒　▲▲▲－●●●● 東京　都道府県　新宿　市区町村　西新宿 ■－◆－▲
保護者等の電話番号	090-××××-××××
保護者等の電子メールアドレス（任意）	▲▲▲@▽▽▽.△△
生徒が在学する学校の名称	東京都立○○特別支援学校

【2．高等学校等の在学期間について】（②収入状況届出書にチェックされた場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は，就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

入学年月日もしくは転入年月日

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 東京都立○○特別支援学校	年　月　日　～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科 特別支援学校（高等部）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

該当があれば記入

記入例

個人番号カード＝マイナンバーカード

【３．保護者等の収入の状況について】

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し，通知カード，個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

①	☑	親権者（両親）２名分 生徒が未成年（18歳未満）であり，親権者（両親		
②	□	親権者１名分　（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，⑤⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けない場合
		□	イ	・離婚，死別等により親権者が１人の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の個カードの写し等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人　□　名分 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし，未成年後見人が，法人である財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）２名分 生徒が在学中に成人した場合で，成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	□	主たる生計維持者１名分　（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	主たる生計維持者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□	イ	・生徒が未成年だが，親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・入学時点で生徒が成人であったが，主たる生計維持者が存在する場合， ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者が１人だった場合， ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	生徒本人 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等		

原則として、保護者全員分のマイナンバーをご提出ください。

DVや養育放棄等によりやむを得ず親権者1名分の個人番号カードの写しを添付できない場合は、こちらにチェックしてください。

生徒が成人（18歳）に達している場合、こちらに該当がないか確認してください。

（２）個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄等を記入してください

その年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には，その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。）

氏　名	生徒との続柄	氏　名	生徒との続柄
(ふりがな)とうきょう　いちろう		(ふりがな)とうきょう　はなこ	
東京　一郎	父	東京　花子	母
生年月日　(昭和)・平成　●● 年 ◆◆ 月 ▲ 日		生年月日　(昭和)・平成　●● 年 ◆◆ 月 ▲ 日	
東京　(都)・道・府・県　新宿　市・(区)・町・村		東京　(都)・道・府・県　新宿　市・(区)・町・村	
□ 日本国内に住所を有していない。		□ 日本国内に住所を有していない。	

新入生⇒令和６年1月1日現在

在校生⇒令和７年1月1日現在

に住所を有していた都道府県及び区市町村をご記入ください。

【２．高等学校等の在学期間について】　（②収入状況届出書にチェックされた場合は記入不要です。）

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による区市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は区市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

就学支援金が不認定の場合、減免申請される方はこちらへチェックしてくださ

【４．確認事項】（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

□ 高等学校等就学支援金が不認定となった場合は、本申請書をもって東京都立学校の授業料等減免取扱要領による減免の申請に代えることに同意します。

※レ印を付けた方は、高等学校等就学支援金が所得制限により不認定となった場合、授業料の減免制度の対象となり、授業料が無償化さ

確認の上、忘れずにチェックしてください。

☑ 就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

（別紙）

高等学校等就学支援金について　マイナンバー用

本制度は，家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により，生徒の学びを支えることを通じて，将来，我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

※電子申請の場合、下記項目名等が異なることがあります。

【2．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には，②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は，受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは，国公私立の高等学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは，休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか，①日本国内に住所を有していなかった期間，②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間，③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間，④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には，「①高等学校（全日制）」，「②高等学校（定時制）」，「③高等学校（通信制）」，「④中等教育学校（後期課程）」，「⑤特別支援学校（高等部）」，「⑥高等専門学校（１～３学年）」，「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」，「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」，「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」，「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」，「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」，「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」，「⑬各種学校（外国人学校）」，「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【３．保護者等の収入の状況について】の欄は，次によって記入してください。

イ 保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

（裏面へ続く）

ロ 【３．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
　②イの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方，家庭の事情によりやむを得ず，親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は，親権者が存在しない場合に含まれるものとして，⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【３．保護者等の収入の状況について】①，③又は④に該当するときは，保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【３．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは，生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また，生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が４月から６月までの月であるときは、その前年度）区市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び区市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり，「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ ４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には，原則として，地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は，区市町村役場において申告の上，申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され，手続きの途中で未申告であることが判明した場合，就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。また，高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし，支給停止期間等は含めません。）

ヘ ２つ以上の課程に在学している場合は，いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき，不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後，収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には，市町村から発出される納税通知所等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また，離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも，速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく，その後，課税所得額等の変更が発覚した場合，就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず，かつ，正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは,就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。